大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による新設の届出があったので、 同条第3項の規定により次のとおり公告するとともに、当該届出に係る書類をこの公告の日から4月間 静岡市経済局商工部商業労政課において縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、この公告の日から4月以内に静岡市に意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成23年3月25日

静岡市長 小嶋 善吉

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 マックスバリュ静岡曲金店 静岡市駿河区曲金七丁目 435 番 5
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 マックスバリュ東海株式会社 代表取締役 寺嶋 晋 静岡県駿東郡長泉町下長窪 303 番地 1
- 3 変更事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

駐車場の自動車の出入口の数及び位置(位置については、縦覧に供する届出書に示すとおり)

(変更前) 2箇所

(変更後) 4箇所

- 4 変更年月日 平成23年3月17日
- 5 届出年月日 平成23年3月16日